

●平成18年度 監査テーマ「負担金補助及び交付金」に関する財務事務の執行について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応
1	救急医療経費等に対する補助金	2年前分の精算分が含まれ、成績報告書の提出期日や補助金の確定について定めた枚方市補助金等交付規則第14条、第15条に適合していない。	健康総務課	過不足分の支出等については、性質上は特別会計への繰出金と同様であることから病院事業会計の決算後となるため、当該年度での調整は困難ですが、公営企業に対する繰出金マニュアルを平成19年10月に作成し、平成20年度当初予算編成から適用しています。
2		事務の効率化を図りつつ、適切な精算を行うよう最適な方法を採用することが必要。 財務報告の信頼性が損なわれない程度であれば、当年度決算見込値をもとに当年度補正予算を確保し、精算しない方法が効率的。	健康総務課	当該年度の決算見込みでの支出を検討しましたが、実績と異なる額での支出は適正とは思われないため、今後も翌年度で対応していきます。
3		基礎年金拠出金の公的負担の経費について、その全額が補助対象経費として算定されているが、他の補助金の区分(「救急医療に対する負担」等)においても補助金算定基礎に含まれている。平成17年度分で市は8,860千円を重複して交付している。	健康総務課	平成18年度に是正しました。
4		基礎年金拠出金の補助対象経費としての重複を取り除くため、算定方法を見直すことが必要。	健康総務課	平成18年度に是正しました。
5	私立保育所運営費補助金	枚方市私立保育所運営費補助金交付要綱第14条及び枚方市小規模保育所運営費補助金交付要綱第15条の規定では実績報告書の提出期日は交付決定を受けた年度の3月末日までとなっているが、平成17年度においては、平成18年3月20日事務連絡で、4月11日までに提出するように各保育所に通知しており、各要綱の規定と相違している。	子育て支援室	補助事業完了の履行確認と3月末日までの補助事業継続を確認するために、補助事業を行っている施設から平成19年3月末日までに、補助事業完了(予定)報告書の提出を求めました。
6		保育所に3月末日までに実績報告書の提出を求めることは困難であると思われるので、3月末日までに履行の事実の確認を行い、その後実績報告書の提出を求め、補助金額を確定させるように各要綱の見直しを図ることが必要。	子育て支援室	履行の事実の確認については、平成19年度から3月末日までに補助事業完了(予定)報告書の提出を求めることで対応しています。
7		他市の事例あるいは、国等の見解を確認して、枚方市における履行の確認手続きを検討することが必要。	子育て支援室	履行確認については、補助事業完了(予定)報告書により行うものとなりました。